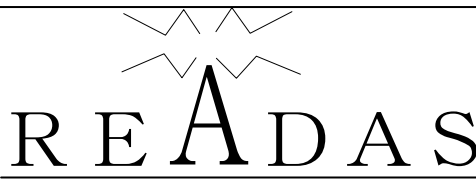


第 5091 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 10月 21日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 未届けの有料老人ホームと小規模宅地特例

**Q**：母親が入所しようと検討している老人ホームは、届出がされていませんが、この場合、小規模宅地の特例の適用はありますでしょうか？

**A**：適用はありません。

### 【解説】

平成25年度の税制改正では、要介護又は要支援の認定を受けた被相続人が、老人ホームに入所して、自宅が空き家になった場合においても、その宅地等は小規模宅地の特例の対象となることとされました。

この場合の老人ホームとは、「老人福祉法第29条第1項に規定するもの」とされており、この老人ホームを設置しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないとされています。

したがって、都道府県知事に届け出されていない老人ホームは、小規模宅地の特例が受けられなくなりますので、注意が必要です。

厚生労働省によりますと、平成25年10月31日現在、有料老人ホームは9,827件あり、そのうち届出されていない有料老人ホームは911件あるとのことです。

入所を検討される場合は、その有料老人ホームが届出されている施設なのかどうかを、あらかじめ、都道府県のホームページ等で確認しておきましょう。

